

多久市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市規則第 1 2 号

多久市財務規則の一部を改正する規則

多久市財務規則（平成 1 1 年多久市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 3 号」を「前号」に改める。

第 1 0 0 条第 1 項第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同項第 2 号中「物品」を「財産」に、「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同項第 3 号中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同項第 4 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同項第 6 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

第 1 0 5 条第 2 項中「多久市建設工事請負契約約款」の次に「（平成 1 0 年多久市告示第 2 1 号）」を加える。

第 1 0 7 条第 3 項ただし書中「（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）」を削る。

第 1 1 4 条第 2 項中「第 1 号から第 6 号」を「同項第 1 号から第 6 号」に、「第 6 号に」を「同項第 6 号に」に改める。

別表第 5 中「資金前途精算書」を「資金前渡精算書」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。